

中東欧諸国の移行へのパフォーマンス

—— FDI の役割を軸として ——

今井正幸*

要 旨

中東欧諸国は中央集権計画経済の社会主義体制から自由主義市場経済の民主主義体制へと移行を行ってきた。これらの変動は1種の革命に類する大きな変革であるが、対象地域のなかで各国のパフォーマンスに差異が生じたことは不可避的であった。外国直接投資（FDIは経済的影響だけでなく、技術、経営などの総合的移動と言う観点で捉えられる経済行動であり対象地域各国へのFDIの実績を追うことに依り移行の実績を見ることを試みた。ブルガリアはEU加盟の後発組になったが同国の最近時の実情をみることにより今後の経済、政治の運営上の留意点を抽出することを試み、移行経済諸国の持つ問題点を総合的に整理していく試みを継続していくこととした。

キーワード：体制移行，経済格差，EU加盟，移行と開発，FTA，公企業の民営化，FDI優遇策，FDIの経済成長への寄与，構造改革，民主化指数

はじめに

1990年に旧社会主義諸国がソ連の体制崩壊に伴って市場経済化を目指した過程で、自由化政策における多数の要素の中で民営化と外国直接投資（FDI）を軸としてその発展を追跡してきた。

西側EU諸国の拡大への意思と移行経済諸国のEU加盟への要望が合致して2004年5月には中欧・バルト（CEB）8カ国と地中海の2カ国がEU入りを果たし、南東欧（SEE）のブルガリアとルーマニアは⁽¹⁾2007年1月の加盟が決定されている。新規加盟10カ国とブルガリア、ルー

* 日本福祉大学経済学部経済学科

(1) EBRDはこの分類法（CEB：中欧・バルト3国，SEE：南東欧，CIS：独立国家連邦）を採用している。地理的分類としても、発展段階と各国の性格から見ても妥当である。ブルガリア・ルーマニアは南東欧諸国に属するが、その中で東欧として再度区別されており、中東欧という以前からの分類法と矛盾してはいない。

ブルガリア・ルーマニアは従来は東欧のグループとして扱ったが、EBRDのグループ分けに従って南東欧の中での東欧として位置づける。

マニアにとって自由化、市場経済化は必須の政策であり、多くの障害を克服しながら急速に西欧に経済的・社会的に制度・行政・法律など総合的にキャッチ・アップしてきたのが16年間の実情であろう。

そのパフォーマンスをどのようなクライテリア⁽²⁾で把握し、「今後の成長を得るためには如何なる政策を採るべきか」「障害として留意すべき問題は何か」「EU加盟を果たして分類上は先進国入りした新規加盟国が、ユーロ加盟にこぎつけ実質的に先進国となるためには、EU加盟によってどのような成果が得られるのか」など、筆者が持っている問題意識は広範にわたり、到底実証的な研究の及ぶものではない。

本稿では視点を広く対象地域に当てながらも、原点に立ち戻って移行経済国の変革の意義と現在も続行されているFDIの役割と留意点を考察し、ブルガリアを対象国として最近時の改革状況を捉えてみることにした。

先行してEU加盟を果たしたポーランド・ハンガリー・チェコなどでは公企業の民営化はほぼ完遂したとも報告されているし、FDIは国内と国際経済の変動によって影響されてその動向は予測困難なものであるが、本稿の試論を基に、さらにこの研究を続けるつもりである。

1. 移行経済国のEU加盟

(1) 中東欧諸国の体制移行の意義

1980年代末、旧ソ連邦が形成していた社会主義諸国のコメコン体制が崩壊し、体制内の諸国はこぞって自由主義・市場経済へと体制を転換していった。この変動は複数国の間に連鎖的に生じた革命的な変動であったといえる。開始から15~16年を経過し、各国の変化の過程・度合いも様々であり、各国のパフォーマンスの相違についても、例えば欧州復興銀行(EBRD)が用いてきた民主化度の評価など様々な説明が試みられてきた。

この変動を総合的に評価すると、ハンガリーの専門家コルナイの説にあるように、歴史的に見ても次のような特徴を看取することができる。

資本主義と民主主義を自発的に追及した変革であること。

社会体制の全面的・同時的な変革であること。

暴力を伴わない変革であること。

外国の直接支配などを伴わないで自主的・平和的な変革を行ったこと。

10~15年の期間で比較的緩やかに変革を行ったこと。

これらのうち を伴った変革例は存在するが、全部の特徴を具備している例は歴史的に極めて稀であるとしている。もちろん、経済・政治・社会の変動は多くの要因が相互に原因となり結

(2) 民主化の度合いの測定方法としてはEBRDが"Transition Report"で試みてきているものが、現在までのところ最も優れたものであろう。

果となって影響を与えながら進展していくものであるから、対象諸国の移行の過程を一つのクライテリアで測定すると大きな誤謬を犯すリスクがある。従って、各国の自由化の達成度を経済的視点でのみ測定することはできないということである。

国際的政治の影響は国際政治・国際関係論の視点
国内政治・社会の変動は政治変動・社会体制の分析
国民意識、変革の成果は世論調査に基づく解析
各国の制度改革は専門分野ごとの追跡調査

など、一国単位でも膨大な研究を要する。

敢えて経済分野の中でも外部との関係において外国直接投資 (FDI) を主要なファクターとして用いるのは、この要因は経済的な行為としての影響以上に社会的・政治的・制度的な変革を促す要素を包含していると考えからである。

国外との経済関係はまず交易から始まる。経済統合への道程の始点に自由貿易協定 (FTA) が試行されるのはその証拠であろう。そして交易と直接密接にリンクしている FDI は 20 世紀後半から 21 世紀初頭にかけてグローバル化、非ローカル化の世界規模の経済活動に大きなインパクトを与えてきた。従って、中東欧諸国は主に EU の企業にとって魅力のある市場であり、欧州のエコノミストが強調するように⁽³⁾FDI とは経済的・政治的体制転換の活発なプロセスを安定化させる主要なマクロ経済のメカニズムの一つであり、また東西間の交流の主要な形態の一つと見做されている。

冷戦が終焉した 1989 年の移行の出発点から、中東欧諸国は経済発展と地域経済への統合で FDI の果たす役割を認識し、外国から積極的に投資を受け入れる政策を進めてきたのである。

(2) 新規 EU 加盟国の経済規模・水準

対象国への FDI の動向を考察する前に、対象国の経済規模・水準を概観しておく。

2004 年に第 5 次加盟⁽⁴⁾として参加した 10 カ国はそれまでの加盟国とは異質な要素をいくつか持っており、その経済規模と水準は加盟前に当事国に相当危惧を抱かせるほどの相違があった (表 1)。従って相当数のエコノミスト、また新規加盟国での世論調査においても EU 原加盟国と同水準に達するには数年を要すると予測していた (表 2)。それらの推計値の妥当性はともかく、これらの格差のある国々を経済的・政治的・社会的に適応性ありとして加盟を承認した動きと意

(3) 参考文献 3：石井伸一「現代欧州統合論」p. 113 (原出典：Pavlos Karadeloglou "Enlarging the EU" Palgrave Macmillan, 2002, p. 242)

(4) 拡大 EU の過程：1958 年原加盟 6 カ国 (仏, 独, 伊, ベネルクス 3 国)
1973 年第 1 次参加 (英, アイルランド, デンマーク)
1981 年第 2 次参加 (ギリシャ)
1986 年第 3 次参加 (スペイン, ポルトガル)
1995 年第 4 次参加 (オーストリア, フィンランド, スウェーデン)

中東欧諸国の移行へのパフォーマンス

表 1. EU 新規加盟国の経済規模・水準 (2003 年)

	GDP (10 億ドル)	1人当たり GDP (ドル)	対西欧の比率 (%)	人 口 (千人)
EU14 カ国合計*	7,890.0	20,914	100.0 (-)**	377,240
キプロス	8.9	11,266	53.8 (-)	790
マルタ	3.9	10,000	47.8 (-)	390
チェコ	56.4	5,481	26.2 (70)	10,290
ポーランド	174.6	4,519	21.6 (47)	38,640
ハンガリー	52.4	5,282	25.2 (61)	9,920
エストニア	5.3	3,840	18.3 (50)	1,380
ラトビア	7.5	3,177	15.1 (43)	2,360
リトアニア	11.8	3,381	16.1 (48)	3,490
スロバキア	20.5	3,796	18.1 (52)	5,400
スロベニア	18.9	9,497	45.4 (78)	1,990

資料：「世界年鑑」共同通信社

*：EU 15 カ国からルクセンブルグ (1人当たり GDP 45,000 ドル) を除く。

**：() 内数値は、Handbook of Statistics 2005 による 2004 年の数値。購買力平価基準 (PPPs) で EU25 カ国の平均を 100 とした場合の比率。市場ベースとは乖離するが、PPPs の方が経済の実態を表している。

表 2. 西欧と同一水準到達までに要する年月

	EU14 カ国* に 100%到達	EU14 カ国に 80%到達
エストニア	60 年	45 年
リトアニア	68 年	52 年
ラトビア	74 年	59 年
ハンガリー	46 年	31 年
ポーランド	72 年	55 年
チェコ	38 年	21 年
スロバキア	48 年	33 年
スロベニア	30 年	9 年
上記 8 カ国平均	55 年	38 年

出所：参考文献 59：Janos Kornai の論文から (原出典：Wagner & Hlouskova, 2005, p. 367)

*：EU 15 カ国からルクセンブルグを除く。

(注) 推計は EU 14 カ国の年平均 1人当たり GDP が 1.74%成長するという仮説に基づいて行われている。

思決定は、それ以前の加盟国増加とは異なった面が多く⁽⁵⁾、今後の拡大 EU を予測させるものがある。

また加盟交渉の途次に生じたいわゆる「お荷物論」、すなわち「新規加盟候補国は未だ経済水準が低いため、EU 加盟を受け入れることによって既メンバー国側の財政負担などが増え、マイ

表 3. GDP (1990 年以前は NMP) の推移

	1989 年 = 100				年平均成長率 (%)	
	1980	1990	1995	2003	80 ~ 89	95 ~ 2003
エストニア	75	92	66	101	3.2	5.5
ラトビア	69	103	51	79	4.2	5.6
リトアニア	65	97	56	81	4.9	4.7
ハンガリー	86	97	86	116	1.7	3.8
ポーランド	91	88	99	135	1.1	4.0
チェコ	85	99	94	106	1.8	1.5
スロバキア	85	98	84	117	1.8	4.2
スロベニア	99	92	89	120	0.1	3.8
8 カ国平均	86	94	91	121	1.7	3.6
EU15 カ国	-	103	111	132	-	2.2

出所：表 2 に同じ

ナスになる」という論も概ね姿を消し、中長期的にはプラスになるとの肯定論となっている。他方、新規加盟国側も国民世論調査などでは消極論も多く見られたが、各国の指導者層は強力に EU 加盟を推進してきた。

加盟に至る過程で新規加盟国側が国民世論も含めて肯定論に動いていったのは、移行開始時の 1989 年よりも経済成長してきた実績と 2000 年以降は経済の活性化が実感として存在したからであろう。表 3 はその実状を数値で表している。

(3) EU と新規加盟国間の貿易

EU と中東欧および地中海の 2 カ国、合計 25 カ国との貿易関係は地理的条件・総生産・競争という交易の基本的要因を考慮すると、体制転換開始後、両者間の実績は必然的に増大するものといえた。そして、EU の東方拡大で期待できる成長の刺激は FDI と相互貿易が関連しあってプラスの効果をもたらすと EBRD は結論付けている⁽⁶⁾。また、EBRD は「中東欧加盟国の関税が撤廃されていくと、新規加盟国への FDI は相互貿易を増大させていくであろう。一般論では資本と貿易の流れは同時に移動するが、殆どの FDI は貿易の統合を進めている中東欧・パルト諸国向けであり、改革が進行中の国に集中している」と述べている⁽⁷⁾。

(5) 拡大の過程は多くの文献に揭示されているが、加盟決定の際には殆どの場合交渉は難航した。イギリスは申請時フランスの拒否によって 12 年間待機させられた後に加盟、スペインはフランコの独裁体制の間は加盟を申請しなかったが経済面では EC との関係を深めており、王政に戻って後は速やかに西欧的民主主義体制を採ることができた (Le Cacheux 教授, 2001 年講演)。ギリシャも経済的成熟度の点で一度は加盟を延期されている。

(6) 前掲参考文献 3 : p. 130, に EBRD の意見を採用している。

(7) 参考文献 49 : EBRD "Transition Report 2003" Ernst & Young's, 2005 年ヨーロッパ企業の関心調査。

表 4. 中東欧 4 カ国への FDI

(単位：10 億 US ドル)

	2004 年 FDI の実績	投資国 (地域) 別の比率* (%)			
		EU 15 カ国	米 国	日 本	その他
チェコ	4.5	84.5	6.4	0.8	8.3
ハンガリー	4.2	76.1	9.0	1.7	13.2
ポーランド	6.2	82.5	10.1	0.1	7.3
スロバキア	1.1	83.0	3.9	0.2	12.9

出所：FDI 実績は OECD，投資国の比率は WIIW 2003

*：2002 年 12 月までの累計による比率

2. 中東欧諸国への FDI

(1) FDI の概況

中東欧諸国への FDI の概況を知るために EU 諸国企業の動向を見ると、同地域のうち、チェコ・ハンガリー・ポーランド・スロバキアに加えてエストニア・ラトビア・リトアニア・スロベニアの EU 新規加盟国は西ヨーロッパに次いで魅力のある投資先であり、製造業については後者の新規加盟国が最も有望な投資先である。製造業では 40% の企業がこの地域を選んでおり、中国は 23%、インドは 16% となっている⁽⁸⁾。先ず FDI の額を見ると次のようになっている (表 4)。

西欧からのこれらの国への FDI のシェアは 2000 年の 17% から 2004 年には 31% と急増し、総額は 188 億 US ドルとなった。また、ウィーンの国際経済研究所 (WIIW) によると、この 4 カ国からの輸出の 70% は外国企業によるものであるという。

FDI 急増の主な要因が新規市場の開拓と低賃金の利点によるものであることは容易に看取できる。加えて、受入れ側の各国が FDI 勧誘の努力を継続しており、安価な土地代など当初から有している利便性に加えて諸制度と産業インフラを整備してきたことも投資企業にとって大きな魅力となっていたことが知られている。各国政府はともに FDI 勧誘の PR に熱心であるが、勧誘のための諸条件は殆ど同じように思われる。ただ、制度としての優遇策は長期継続するかどうかは定かなものではないので、時間の推移と共におのずから差異が生じるものと思われる。

(2) FDI 誘致に示される優位点

先述の通り、市場経済への移行を目指した中東欧諸国は FDI 誘致に積極的であり、企業そのものによる外国への誘致活動の頻度や実績についての数量的な報告はまだ見当たらないが、国の公の機関や仲介の金融機関を介しての FDI 勧誘セミナー・PR は相当な回数に及んでいると思われる。

(8) 前掲参考文献 49

中東欧移行経済国は国際援助の対象国として国際的に DAC により認知された時点から、開発途上国とは別カテゴリーの対象グループとして捉えられた。移行経済諸国の中には途上国型と分類されているものもある。すなわち、一度近代的先進国の産業・経済構造を経ているか否かがメルクマールになるわけである。中東欧諸国は総じて第二次世界大戦後の一定時期、1950～60年頃には近代工業化を遂げていた国が多く、中欧3カ国、チェコ（スロバキアを加える）・ハンガリー・ポーランドはもちろんとし、バルト3国も第2次加入予定のブルガリア・ルーマニアも同様である。この事実から外資導入勧誘の利点としてPRしている共通の第一項は「熟練労働者の資質」である。FDIの理論的考察、世界のFDIの趨勢とその中での中東欧地域の特徴の分析は次項以降に行うこととして、ここで先ずFDI流入をめぐる中東欧の域内競争と実績を見ておくことにする。

(3) FDIの実績と域内競争

中東欧諸国へのFDIの実績を表5に示す。FDI導入を目的とし、これらの国の間に一種の域内競争が生じている。

田中宏は、チェコ・スロバキア・ハンガリー・ポーランド・エストニア・スロベニアが90年代初めは中東欧におけるFDIの8割を占めており、この地域へのFDIの先鞭をつけた第1グループとし、第2グループをブルガリア・ルーマニア・旧ユーゴスラビア（南東欧と区分される国々）としている。第2グループの遅れたのは、欧州統合の周辺部に位置していること インフラストラクチャーの未整備 労働力の未熟練 バルカン紛争などに起因する（参考文献22：田中宏「EU加盟と移行の経済学」p.130）としているが、労働力の未熟練については再検討を要す

表5. 中東欧諸国へのFDI (1994-2006)

(単位：百万 US ドル)

	1994	1998	2002	2003	2004	2005*	2006*
チェコ	749	3,591	8,276	1,895	3,960	10,135	4,500
ハンガリー	1,097	3,070	2,722	479	3,542	3,500	3,500
ポーランド	1,846	6,049	3,901	4,284	11,826	8,177	8,400
スロバキア	236	374	4,007	549	1,259	1,650	2,000
スロベニア	129	221	1,489	136	277	346	470
ラトビア	279	303	250	256	596	622	740
リトアニア	31	921	715	142	510	655	667
エストニア	212	574	153	763	781	2,882	1,200
ブルガリア	105	537	876	2,070	1,232	1,991	2,107
ルーマニア	341	2,079	1,080	2,156	5,020	5,230	4,480
移行国総計	6,731	24,343	30,138	21,821	45,475	55,582	44,674

資料：UNCTAD "World Investment Report 2005" Table A7

*：2005年は推計値、2006年は予測値

るであろう。また、第1グループの中ではハンガリーに代わってポーランドがシェアを拡大してきているが、この変化・変動について EBRD は各国の大型民営化案件・政策に直接リンクしていたとしている（同 p. 131）。90年代の後半に筆者が仮説として立てた「民営化が FDI に直接的に影響を与える」という関係が結果として認められているが、両者間の影響を量的にモデル化することも、一般化して移行経済の過程という状況以外にも適用することは困難である。FDI の増減については、企業の動機、市場の適否、国際市場の状況、業種ごとの生産性、生産コストなど多数の要因が相互に関連しあって定まり、進出側の国・企業の状態と動向によりその趨勢が左右されるものであるから、限られた要因と FDI の関係を定量的に計測し、理論的に FDI の伸長を予測することは正鵠を欠くと思われる。ただ、一定数の最低限必要とされる条件、例えば「インフラストラクチャーの整備などを行わなければ FDI の流入は期待できない」「民営化が進めば FDI の流入はより容易になる」というような判断はできるし、また実績を分析して対象国への FDI の傾向や経済的・制度的諸状況を前提にして今後の展望を行うことはできるであろう。そして投資側にとって有益な情報は当該市場において外資が進出する際に生じ得る諸問題を分析することであろう。

日本では中東欧諸国への FDI の実情、なかんずくブルガリア、ルーマニアへの研究実績がまだ乏しいのは、日本企業がこれらの市場への関心が未だ極めて低いことに起因している⁽⁹⁾。

(4) FDI の分析方法と理論

ここで FDI の理論に若干触れ、本テーマの中東欧諸国への FDI の分析を行う方法について考察してみたい。この目的に対して田中宏は3つの視点を提示しており、筆者も第一段階としてこの視点を活用してみる。それは 中東欧・旧ソ連への FDI の傾向をグローバルな視点で研究する 体制転換への過程で FDI の果たす本質的役割を比較検討する 国民経済の発展に与える外資・FDI の広範な影響・インセンティブを分析するの3点である。

これらの視点について田中は2つの理論的アプローチを引用し説明している。一つは国際的に代表的な FDI 理論であるダニング理論であり、結論として FDI の地理的分配の変化はグローバルな政治的・経済的イベントが原因となり結果となったものであり、直接投資国の構成の変化は、日本や華僑などが外向きに投資を変化させたことによるとしているが、他方 産業部門別構成が対象地域に及ぼす影響ははっきりしないとしている。

続いて第二の移行論的アプローチでは、中東欧への FDI は 市場経済制度が未発達なため先進国では無いリスク負担、 外資の導入は常に民営化措置と結合されているという特徴があるとしている（同 p. 121-125）。これらの理論が中東欧諸国への FDI の実例に適用できるかは、厳密には各国別・個別産業ごとに分析してみる必要があるが、研究の指針としては有益であり、中東

(9) 2006年7月、在日ブルガリア大使館の商務官もこの意見に同意。日本企業の外国進出の動機について、外国側から見た意見も聞いた。

欧諸国への FDI が他地域に対するものと相違する点を解明するのに役立つであろう。ただ、筆者の根本的視点としては、投資は資本の利潤追求と市場獲得への行動原理に基づいているので、既実績の FDI を分析することによってその特徴の抽出は試みることもできて、その特徴が直ちに引き続き FDI の意欲の要因となるとは即断できないと云う点である。

3. 体制移行国への FDI

(1) FDI の経済成長への寄与

1) 基本的アプローチ

FDI がその受入国の経済成長に与える効果については国際的な経済学者・専門家によって数多く研究発表されている。先進工業国、開発途上国を問わず、FDI と経済成長の関係は論じられ、検証を試みられてきた^(10, 11)。本稿で対象とする移行経済国（そのうち相当数は国内の構造的特質は別として、先進国入りを果たしていた）に対しても FDI が経済成長に与える直接的・間接的効果を測定し実証したいものである。しかし、その作業は膨大であり方法論も確立していないので、ここでは対象の各国政府が一貫して FDI 優遇策を採ってきた事実から経験的にその効果を肯定的に把握することとした。

2) FDI と経済成長の関係

この両者の関係はしばしば 成長の決定要因 FDI の決定要因 受入国における多国籍企業の役割 両者の変数の間にある因果関係の説明⁽¹²⁾によって検証される。通常、殆どの研究書で言及しているのは「FDI は国内投資の補完としての資本源であり、雇用創出効果と技術移転を伴い、受入国の全体的経済成長を押し上げる源泉になる」ということである。個別産業の研究は相当行っても、総合的に FDI が経済成長に寄与したという検証はなかなか難しい。しかし、途上国に関しては、人的資源や貿易制度、経済の開放度など判定困難な多くの要素があるものの、FDI は受入国の経済全体の成長に肯定的な影響を与えるとされている。

FDI は貧困緩和に役立つような潜在的な諸要素をも有しているとされる。例えば、顕著な効果は雇用創出効果である。収入面での不安定から貧困層を救い、企業統治の方法改良をももたらすとされている。多くの研究では、FDI を決定する条件としてインフラストラクチャーの整備、一定度の技術水準、投資を誘致する健全な諸制度が整っていることを挙げている。

(10) 参考文献 48 : "The World Economy" Vol. 29, No. 1 に多数の研究書が記載されている。また、筆者も 1976 年 "Aide financière et Investissements des capitaux privés Japonais dans les pays en voie de développement" の第 2 部でこれを試みた。

(11) 参考文献 47 の末尾に欧米の研究者 48 名とその論文が挙げられている。

(12) 参考文献 48 : "The World Economy" Vol. 29, No. 1, p. 9

3) 途上国と移行経済国への FDI

途上国と移行経済国は同一カテゴリーのものではないが、多くの点で類似している面もある。全世界の投資の動向を追うと、中東欧はエマージェン・マーケット（新興成長市場）として 1990 年代後半には FDI の重要な市場となっていた。なお、中東欧諸国と地中海沿岸諸国（開発途上国）への FDI の動向を対比した場合に見られたように、受入国側の投資自由化の果たす役割が重要な要因であると考えられる⁽¹³⁾。途上国全体への FDI は 1980 年代前半には約 4% 減、後半には各年ベースで 17% 増加し、1993 年には 700 億米ドル、1999 年には 1800 億米ドルにまで達している。1999 年のピークから 2002 年には 1430 億米ドルと減少したが 2004 年には 1660 億米ドルとなった⁽¹⁴⁾。

途上国に対する FDI の GDP 成長に与えた効果の測定に関しては先述した "FDI and GDP" でのタイ・マレーシア・チリの比較研究などがあり、チリでは因果関係を見出し難いがアジアの 2 カ国では両者間に係数としての相関関係を見出している。加えて、同研究では特定の国では FDI と GDP 成長の関係だけでなく、人的資源、インフラストラクチャー、企業統治、法律制度など広範な影響を与えることに言及している。

FDI の効果を資本、技術の移転だけでなく、経営主体トータルの移転とする小宮隆太郎の理論に基づくと移行経済国における FDI の効果は正しく市場経済化そのものであり、企業経営と経済社会へのトータルへの影響であったといえる。資本の導入は開発援助をはじめ、証券投資、銀行貸付など他の手段も多くあり、技術の移転はライセンス売買なども有力な手段である。FDI はしばしばこれらが総合的に一体となり、かつ企業体そのものが相手国に相当の期間在住して経済活動を行うものであるから、その影響は総合的なものと解しても大きな無理はない。そして、ほぼすべての移行経済国が FDI 優遇策を採ったのも、資本・技術、市場を入手するだけでなく、市場経済化への道程として最も効率的な方法と考えていたからである⁽¹⁵⁾。

(2) 体制移行国への FDI のインセンティブと実績

外国直接投資は通常は証券投資と実物投資に分けて論じられる。移行経済諸国は資本の形成を必要としていた訳であるから、証券投資も後には受入れ対象として重要になったが、初期から何よりも勧誘を図ったのは企業進出による実物投資、なかんずく工業製造業の分野における企業進出である。このセクターへの投資は受入れ側の中東欧諸国も歓迎し、投資国側も投資目標のいくつかを充足するものであった。すなわち、市場シェアの拡大、コストダウン、相手国とその周辺国市場の獲得、自国と EU 国市場への参入などを投資促進の動機として見る事ができる。

(13) 参考文献 4：「市場経済移行諸国の理想と現実」p. 256-259、両者の類似性に関する記述を参照。

(14) 参考文献 61：World Bank "Development Report 2005"

(15) ブルガリア民営化庁、ハンガリー大蔵省ほか移行経済国で聞き取り調査をした結果、すべて同じ見解であった。

EU参加が第1グループに遅れたブルガリア、ルーマニアへの製造業の投資も同様な性格を有していた。他業種に比べて製造業の比率が高いのはEU側からの輸出の実績によって業種ごとに市場の存在が確認できていたこと、および中東欧側の既存の産業が一定水準に達しているものが多く、合併やM&Rの方法で投資によって市場へ参入することが比較的容易であったことなどが要因である。

先述の文献「市場経済移行諸国の理想と現実」では、移行経済国の中でも中東欧諸国は開発途上国とその市場、産業の総合的水準、経済・社会の構造の面でも本質的に異質なものであることを論じた。同時に移行経済国と開発途上国との類似性もしくは移行経済国の開発途上国化をも考察した。中東欧諸国は第二次世界大戦後、1950 - 60年代には近代的先進工業国としての発展を遂げていた。経済・社会制度をソ連が押し付けた社会主義・中央集権計画経済体制とせざるを得なかったとはいえ、経済産業の構造は先進国型のものとなっていた。ただ、西側との国際競争を遮断してきたこと、および80年代末からの政治変動によって突如、強い米ドル経済に直接曝されたために、その衝撃から内外の格差が顕在化して、いわば準開発途上国として公的援助の受入れ適格の対象となっていたのである。従って、西側との接触と各国の自助努力により、きわめて急速に先進国型の経済構造を造り上げてきたのは当然とも考えられる。90年代半ばに既にOECD入りをしていたチェコ、ハンガリー、ポーランドを含め、現に2004年5月拡大EUとして新規にEUに加盟した10カ国をOECDは「先進国」として位置づけた。これら対象国とその市場の性格を外国投資者（国）は理解したうえで投資活動を継続してきたと解すべきである。もちろん、中東欧諸国側では各国別に諸条件は異なり、投資受け入れの成熟度にも高低があった。90年代を通し2005年まで各国とも共通して 経済・社会インフラが不十分 金融・財政制度の未整備 技術水準の相対的な低さ 社会主義制度の残存 労働組合の強い権利 市場の未整備 公企業の過保護など西側の投資企業が問題視した障害は存在したのである。

(3) FDIの対象国としてのブルガリア・ルーマニア

両国では企業活動を阻害する要因は多く見られた。中東欧諸国の中でEU参加の第1陣（2004年5月）に加われなかったブルガリア、ルーマニアは地理的条件から旧ソ連に近く、政治・社会面ではブルガリアは社会主義的体制が強く、ルーマニアは独裁政治による国民経済の貧窮化があり、移行期の出発点から初期条件にハンディ・キャップを負っていた。ここで簡単に中東欧の中で主にブルガリアをポーランドと対比することによってFDIの特徴、現状、近い将来展望を得ることを試みたい。

ポーランドは紆余曲折を経て市場経済化を比較的早期に実現し、国際的な政治的動機も加わっていち早く1995年OECD加盟国となった。他方ブルガリアは90年代後半の経済危機から回復してEU加盟を目前にしながらい国内諸制度の改革は遅れ、FDIの導入も今後の課題であることから、両国の対比は移行経済の特徴を浮き彫りにするのに適していると思料した。

(4) 中東欧諸国への FDI の促進と留意点

2004 年に EU に加盟した 10 カ国、2007 年加盟予定のブルガリア・ルーマニア、その他の南東欧、CIS の国々への FDI は変動はあるものの全体的に増加傾向にある。企業単位での FDI の行動目的はもちろん利潤の追求であり、何よりも市場の獲得である。従って、第一義的には受入れ国側の経済成長への寄与などは目的外である。また、FDI に伴う負の効果も経験的に知られており、研究・報告も多くある。対象国に対する投資決定要因も数多く列挙されているが、中東欧諸国については先ず市場の獲得が目的であり、新規市場だけでなく逆輸入による EU 市場の獲得が重要な目標となっている。受入国の条件に多少の不满要素があっても企業戦略としてはそこに利潤が見込めれば進出するものである。近年、中東欧・南東欧・CIS の諸国は日本に対してもしばしば投資勧誘を行ってきている。この市場では EU メンバー国の投資が件数・金額共にシェアの大部分を占めているが、多くの受入国は投資国が一国に偏らないことを望んでいる。FDI の増加に付随する問題点を総合的に整理し、体系化するのには膨大な作業を要する⁽¹⁶⁾のでここでは同地域への FDI の動向を現在まで追跡して懸念される非公式の問題点だけを略記しておく。

同地域への FDI には資源開発分野の実績が無い。CIS 地域に資源開発の多国籍企業が進出する場合はナショナル・インタレストが保持される措置が必要である。

各国の国家運営に直接関わる産業分野には一定の制限を付しているが、安全・放送の他、基幹産業において国家が管理すべき分野は一定の制限を続けるべきである。

ロシア側からのマフィアの動き、米国側からの Overseas Private Investment Corporation が仲介する投資の動きは十分な監視体制が必要である。両者とも対象国の国富を食い物にするリスクを有している。

民営化の趨勢から民活インフラが隆盛する傾向がある。比較的多くの実収入を伴う通信、発電、運輸、交通などの分野はともかく、民生に直結し収入の低い水道、下水、病院などの分野は公の機関の仲介者を要する制度を採る必要がある。社会主義の時代は労働者、庶民層の生活保護は手厚いものであったから、競争原理、市場万能主義は適切な制約を必要とする。

その他、FDI はもちろん最大限導入を図るべき目標であるが、同時にマイナス効果も付随するものであり、十分な対応策を必要とする。また、この地域の国は以前からの資産があり、これをもとにした民族資本の育成も急ぐべき課題であって、多くの場合 FDI は合併の形態が望ましいといえる。

上述の事項はブルガリアなど後発の移行経済国にとっては特に留意すべき点と思われる。

(16) EBRD が同地域へ既に進出している外資企業を対象に大規模なアンケート調査を行っている。

4. 移行経済諸国 (CEB, SEE, CIS) の改革の現状

(1) 概況

対象地域の国における体制移行の進展，経済発展の状況を概観するために次の二つの視点で考察した⁽¹⁷⁾。

2004年～2005年の移行の実績

移行は着実に進捗し，特に拡大 EU 第 1 陣，中欧とバルト 3 国の 8 カ国において顕著である。これはマクロ経済の良好なパフォーマンスや消費者需要の増加傾向で看取できる。また，金融部門の成長が著しい。EU 加盟による直接的効果と見做してよいであろう。

移行期のビジネス

移行経済諸国 26 カ国の 9500 社にビジネス環境と企業実績について EBRD が調査した結果，未だ多くの障害があることが判明した。これらは改善されつつあるが障害は残存している。民間企業，特に外資企業のビジネス実績の増大が顕著である。

次項以降に移行経済諸国の改革実績と，その中で特にブルガリアの現状を詳述して新規加盟国における同国の位置を考察することにする。

(2) 改革の実状

1) 構造改革

制度・構造改革は各国が自由化や民営化によって競争を奨励する政策を継続したので相当度推進された。改革の進捗度を EBRD が数値化したものを見ると，セルビア・モンテネグロが 4 でトップ，中欧とバルト 3 国は 3，ブルガリアは 1 で，ロシアは -1 と後退した。ブルガリアは過去 2 年間は改革が進んだが一時的に休止，スローダウンしている。これは EU 加盟が決定され，加盟に伴う改革へのインセンティブが減少したからである。同様な経験はポーランドなどでも起きた。ブルガリアの改革の課題は，良い統治 (good governance)，司法などの行政・司法の分野に多く残されているが，これらの課題の改革も相当度 2007 年には実施されるであろう。構造改革に直接的に連動しているものに FDI の動向がある。つまり，FDI の受入れ環境の整備のために各国は関連する諸事項の改革を迫られてきた。また，この時期に green field への投資が活発化している。民営化も平行して進んできたが外国資本の参入については，それ以前に比して売却の時期を慎重に検討するようになった。

(17) 情報は主に 2006 年 2 月の EBRD セミナー，及び 2006 年 9 月のロンドン EBRD での聞き取り調査に基づく。

2) セクター別の改革と経済成長

EBRD は 統治・企業再構築 金融改革 大企業民営化 貿易と為替制度 ノンバンク金融 競争政策 インフラの総合的改良 小規模民営化の 8 項目に分けて、CEB・SEE・CIS における改革の進捗度を計測している。中東欧諸国の最近時での改革が特に目覚ましいのは と である。つまり、他の項目は既に改革が相当進んでいると見做される。また、経済成長を 2004 年の実績と 2005 年の予測で見ると、成長率は移行経済諸国全体とアジアの新興国が西欧・米国よりも高く、移行経済国のグループの中では CIS、SEE、CEB の順となっている。つまり、新興国ほど当面の成長率は高くなっている。

3) FDI の実績水準

経済成長の数値とは違って FDI の流入は長期のものが顕著になり、この地域での受入国としては CEB が最も大きな比重を占めている。2003 年に一度下降するが 2004 年、2005 年（推定）の数値は 3 地域合計で約 480 億米ドルに達している。2004 年以降は CIS への FDI の増加が顕著であり、投資国としては EU メンバー国が大きな比重を占めている。この時期にチェコでエネルギーとテレコムの大規模の民営化があり FDI の対象となったこと、ウクライナの銀行がオーストリアに買収された件などが特筆されている。生産分野では鉄鋼業、サービス分野では銀行業への FDI の増加が見られる。

4) 各地域にある問題点

3 地域を概観して、それぞれが有している主要な弱点としては以下の諸点が指摘される。

CEB: Central Europe and Balt

- チェコ、ハンガリー、ポーランドの財政赤字大
- バルト諸国の経常収支の赤字とインフレーション
- ハンガリーの金融部門の脆弱性

SEE: South Eastern Europe

(ブルガリア、ルーマニア、旧ユーゴスラビアとその周辺国)

- すべての国で経常収支の赤字
- クロアチアとアルバニアでは財政赤字大
- クロアチア、セルビア・モンテネグロは対外債務大

CIS: Commonwealth of Independent States

- アゼルバイジャン、カザフスタン、ロシアでの鳥インフルエンザの危機
- 金融部門の脆弱性といくつかの国におけるビジネスの悪環境

以上のように要約され、EU 新規加盟国を含めこれらの地域が EU の基準からすれば、国家経済としても市場経済の構造としても、未だ多くの難点を抱えていることが知られている。もちろん、SEE の中ではブルガリア・ルーマニアは別個に扱われ、EU 加盟も 2007 年に実現すること

が決定されており目標に最短距離にある。ブルガリアについては日本では条件付き承認（日経新聞 2006 年 5 月 17 日）と報じられていたが、同時期に EU では最終交渉は終了したとしており、条件は勧告の性質を持つものである。また、対象国間の格差が広がると報じている（日経新聞 2006 年 9 月 10 日付：経常収支の赤字幅を比較）⁽¹⁸⁾ のは実状として存在しており、これらの諸国間で一種の競争関係が働いているようである。しかし、どのような形にせよ紛争的な状況は生じていない。

(3) 最近のブルガリアの状況

2007 年の EU 加盟を約束されているブルガリアはなおも改革を続行中である。日本への情報としては「ブルガリア・ルーマニアは 5 月には条件付で EU 加盟，改革が進展しない場合は持ち越される可能性がある」と報じられたが，9 月末には日本でも両国が来年 1 月に加盟と報じられた（日経新聞 2006 年 9 月 27 日）。2006 年 6 月までのブルガリアの改革の進捗状況を主に EBRD での聞き取り調査とそのデータを基に概観する。

1) 主な改革点

犯罪，腐敗，詐欺などへの対策の分野で既に行われている法的措置を強化すると政府は表明しており，これはビジネス環境に顕著な改善をもたらすであろう。

民営化の完遂と営業権契約について，より迅速化を図ること（法的解決が遅れていた）によって，その増加が見込まれる。

堅実な財政政策はマクロ経済の安定を図り，カレンシー・ボード制を保持するための基本であり，政府はその方針を堅持している。

2) 構造改革の進歩

ビジネス環境と競争

汚職，犯罪と戦う司法的措置が強化され，最高裁の下に調査と懲戒委員会が設置された。政府も 2006-2008 年の反汚職の戦略を採択した。政府首脳陣に対しても倫理規定が 2005 年末に採択された。なおも司法上の制度の効率化と説明責任が求められている。他方，労働法は 2006 年の改正で労働市場に柔軟性をもたらしたが，未だ忠実に施行されていない場合がある。2006 年 3 月の新法によりビジネスの登録を司法措置から行政手続に変更したが，未だ実施されるに至っていない。EU 加盟に向けて，同国がビジネス環境を整えるべく行政・司法をはじめ社会の構造を変革する努力を続けていることが看取される。しかし，移行の混乱期に外部から侵入したと見做される諸悪の行動を消滅させることや新しい諸法規を遵守することには時間を要する。

インフラストラクチャーの整備

移行期の初期から産業化の推進，社会生活の充実，環境保全などのためのインフラを充実させ

(18) この記事ではブルガリア・ルーマニアを中東欧として中欧と一括している。

ることが必須となっていた。最近時の実情を以下にまとめる。

- a. インフラの民営化がこの数年間目覚しく進んだ。
- b. 2006年5月に政府はチェコのエネルギー会社に1,260MWの電力プラントを3億6百万ユーロ（追加投資4千万ユーロの約束と共に）で売り渡す契約を締結。
- c. 2006年6月ブルガリア河川船公団を11.2百万ユーロで売却。同6月ブルガリア航空の売却入札を許可。
- d. 2006年7月ギリシャの電力公社がBobov電力プラントを70.9百万ユーロで落札。
- e. 各地方の電力施設も入札にする計画であるが、ブルガリア国内の資本は資格不足なので応札は外資になる。
- f. 道路公団も国営道路ネットワークへの投資を受け入れるため基金へ変貌した。
- g. 通信部門では2005年10月に法律を変更して通信規制委員会（CRC）の権限を強化し、携帯電話部門をより自由化することに着手した。

財務セクター

銀行貸出の抑制策は功を奏したが、ノンバンクの資金供給を増やす傾向にあり、このセクターへの監督を強化して定期的に中央銀行への報告を義務付けた。2006年9月から銀行保有の貸付専門会社は直接監督下に入るよう新立法が予定されている。ノンバンクセクターでのリスク・マネジメントはこの監督措置を定めた新保障法によって大きく改善された。

以上は制度的な改革の事例であり、相当な速度で各種の改革が進んでいる。但し、インフラ部門の民営化はどこかで「歯止め」をかけておく必要があるのではないか。資本の論理とインフラに求められる社会的機能が衝突する例はきわめて多いので再考を要する。

3) マクロ経済のパフォーマンス

実質経済

実質GDP成長率は2005年5.5%、2006年上四半期で5.6%を記録している。これは堅実な投資と民間消費に支えられたものであり、民間セクターへの貸し出しの急速な成長によって補われている。2005年には洪水の影響で農業生産は8%縮小したが、工業部門は年ベースで見て2005年で6.3%、2006年6月現在までは5%の増加となっている。EU加盟へ向けて先ず安定した成長といえるであろう。

経済政策

同国が最も注意を払っている物価の推移についてみると、石油価格・農産物価格の上昇と対米ドル為替相場下落の影響を受けて2005年12月での年間物価上昇率は6.5%となっている。2006年の3月までにさらに8.7%に上昇したが、食料品の価格下落によって7.6%に下がった。賃金の上昇は緩やかなものとなっている。

財政は2005年ではGDPの2.4%の赤字となっている。2006年6月にはIMFとの交渉で2007年は赤字0.8%の目標に合意している。具体的な方策としては80%以上の徴税率を目標として税

制を改善している。また 2007 年の EU 参加を前提にして 2009 - 2010 年にもユーロを採択することを目標としている。以上から国内のマクロ経済は先ず良好といえる。

対外部門

経常収支の赤字は 2004 年対 GDP 比 5.9% から 2005 年では 11.8%、2006 年 6 月では 12 ヶ月単位のローリング・ベースで 14.6% と増大している。これは主として増大している貿易赤字 (2006 年 6 月で対 GDP 比 21.5%) に起因している。この経常収支の赤字は外国直接投資の流入 (2005 年では赤字総計の 73%、2006 年 6 月では 75% を補っている) と銀行貸付などの他の資金によって補填されている。従って、総合収支では黒字になっている。この経常収支の赤字が継続していることは要注意であろう。資本財の輸入、インフラ整備のための施設材料の購入など、過渡期の赤字は問題ないとする報告もあるが、また FDI の流入の傾向も安定要因であるが、貿易収支の黒字化を図るべく基本的には輸出産業の早期育成が望まれることは間違いない。

展望と留意点

ブルガリアの中期的な展望は良好なものである。国際機関の担当部局も肯定的な評価を行っている。カレンシー・ボード制も現在までは良く定着しており、ユーロ採用にこぎつけるのに貢献することを期待されている。しかし、対外的側面では主な弱点は経常収支が恒常的に赤字であり、その幅が種々の要因から広がっていることである。短期的には石油価格の上昇がこの問題を悪化させるであろう。従って、結局は政府が堅実な財政政策を採ることが求められる。より財政を緊縮することが外部ショックを緩和するためには必要であろう。ということは、景気浮揚策や効率化の経済成長策はとりにくいという実情にあり、EU 加盟後も困難な経済運営を求められることになる。

おわりに

移行経済諸国のうち、旧ソ連圏内の中東欧、南東欧ブルガリア・ルーマニアの民営化の問題を考察したことがあるが⁽¹⁹⁾、並行してこれらの国々に対する外国直接投資 (FDI) の動向を研究課題として追ってきた。旧社会主義諸国が自由主義市場経済化を進めるには、かつての公企業を民営化することは必須の選択肢であり、加盟を要望した EU 側からも移行期の初期から勧告されていた方向づけであった。民営化と FDI はいわば裏腹の関係にあり、FDI 導入のインセンティブには最大限民営化が望ましい前提条件であり、同時に FDI は民営化を促進する機動力となとした仮説は事実として示されてきた。これらの国における民営化は経済・社会のトータル構造転換を伴うものであったが、本稿の中で言及したコルナイユの評価にあるように移行国はこの社会変革を流血なく比較的短期間に成し遂げた。対象の 3 地域、CEB、SEE、CIS のうち CIS は別として、中欧のポーランド・チェコ・ハンガリーはエマーゼンシー・マーケットとして西欧

(19) 参考文献 4 : p.57, 第 5 章 —— 移行経済国における民営化の研究。

からの FDI も大きく、民営化も 2000 年初めには一応終了したとする報告もある。南東欧に分類された東欧のブルガリア・ルーマニアは第 2 陣として加盟を受け入れられるが、民営化は未だ残された分野が多い。また両国は 1 人あたりの GDP でも先進グループの半分くらいであり、加盟後も苦闘すると思われる。もちろん民営化が進めば FDI が直ちに増加するとは限らない。FDI の行動とその効果には共に複雑で広範な要因があり、受入れ国内市場の魅力、有力な輸出市場の存否をはじめ、生産要素の優位性（技術、知識水準が高く安価な労働力、土地取得の便宜性など）に加え、受入国のマクロ経済の安定度、法律・行政・金融などの制度やインフラストラクチャーの整備度合いなど、いわばビジネス環境としては投資国と同等の水準にありながら市場や労働力により多くの利点があることが求められる。FDI の効果についてこれらの受入国において、個別産業の発展への直接的な寄与は普通に抽出できる効果であるが、総合的な経済発展の視点からも GDP 成長への寄与、雇用創出の波及的効果、資本と技術の移転などが見られる。企業経営トータルの移転という視点からは資本主義の下での企業経営と市場経済の構造そのものの移転効果を見ることができる。反面、FDI は随伴するマイナス効果もあり得るので、中でもこれらの旧社会主義体制国の場合は労働者階層・庶民層への十分な配慮が求められる。

主な対象とした 2 地域の中でブルガリア・ルーマニアは経済水準も低く、産業構造も農業主体の域から抜けきっていない。EU 加盟とは先進国入りをする形で地域経済統合の中に組み込まれることであり、両国共に EU 側からの協力も期待できるが、なお一層の国内体制の改革と堅実な経済運営が求められる。

FDI が今後どのような展開を示していくかを具体事例を追って、引き続き研究に当たりたい。

参考文献

[和文]

- | | | | |
|----------------|---------------------|---------|-----------------|
| 1. 相沢幸悦 | 欧州通貨統合と金融・資本市場の変貌 | 1998 | 日本評論社 |
| 2. 青木健 | 地域統合の経済学 | 1999 | 劉草書房 |
| 3. 石井伸一 | 現代欧州統合論 | 2005 | 白桃書房 |
| 4. 今井正幸ほか | 市場経済移行諸国の理想と現実 | 2003 | 彩流社 |
| 5. 植田隆子 | 現代ヨーロッパ国際政治 | 2003 | 岩波書店 |
| 6. 小谷野俊夫 | 欧州中央銀行の金融政策 | 2002 | 東洋経済新報社 |
| 7. 寿治佐保子 | 国際通貨体制の経済学 | 2004 | 日本経済新聞社 |
| 8. 久保広正 | 欧州統合論 | 2003 | 劉草書房 |
| 9. 小林浩二 | 東欧革命後の中央ヨーロッパ | 2004 | 二宮書店 |
| 10. 小山洋司 | EU の東方拡大と南東欧 | 2004 | ミネルバ書房 |
| 11. 桜井錠治朗 | EU 通貨統合 | 1998 | 社会評論社 |
| 12. 左治木吾郎 | 移行と開発の経済学 | 2004 | 文眞堂 |
| 13. 坂井一成 | ヨーロッパ統合の国際関係論 | 2003 | 葦書房 |
| 14. 清水嘉治 | 新 EU 論 | 2001 | 新評論 |
| 15. 島野卓爾 | EU 入門 | 2002 | 有斐閣 |
| 16. H.E シャーラー | ユーロと EU の金融システム | 2003 | 日本経済評論社 |
| 17. 鈴木輝二 | EU への道 | 2004 | 尚学社 |
| 18. 瀬島誠ほか | 激動するヨーロッパ (改訂版) | 2006 | 晃洋書房 |
| 19. 田中素香 | ユーロと国際通貨システム | 2003 | 蒼天社出版 |
| 20. 田中素香 | 単一市場・単一通貨と EU の経済政策 | 2002 | 文眞堂 |
| 21. 中央大学経済研究所 | 市場経済移行政策と経済発展 | 1998 | 中央大学出版部 |
| 22. 田中宏 | EU 加盟と移行の経済学 | 2005 | ミネルバ書房 |
| 23. 中村健吾 | 欧州統合と近代国家の変容 | 2005 | 昭和堂 |
| 24. 中山広正 | 現代の世界経済 | 2003 | 岩波書店 |
| 25. 中村民雄 | EU 研究の新地平 | 2005 | ミネルバ書房 |
| 26. 日本比較政治学会 | EU の中の国民国家 | 2003 | 早稲田大学出版部 |
| 27. 日本 EU 学会 | EU の東方拡大 | 2004 | 日本 EU 学会 |
| 28. 羽場久美子 | 拡大ヨーロッパの挑戦 | 2004 | 中央公論新社 |
| 29. 羽場久美子 | ヨーロッパの東方拡大 | 2006 | 岩波書店 |
| 30. ロルフ・ハッセ | EMS から EC 中央銀行へ | 1994 | 同文館 |
| 31. 藤原豊司 | 欧州統合の地平：拡大・深化・最終形態 | 2002 | 日本評論社 |
| 32. B.ブラウン | ユーロは存続できるか | 2004 | シュプリンカー・フェラクール社 |
| 33. J.ベルクマンズ | EU 経済統合：深化と拡大の総合分析 | 2004 | 文眞堂 |
| 34. 堀口健治 | EU —— 政治経済統合の新展開 | 2004 | 早稲田大学出版部 |
| 35. 宮島喬ほか | ヨーロッパ統合のゆくえ | 2003 | 人文書院 |
| 36. 宮元勝浩 | 移行経済の理論 | 2004 | 中央経済社 |
| 37. 森井裕一 | 国際経済の中の拡大 EU | 2005 | 信山社 |
| 38. 村田良平 | EU —— 21 世紀の政治課題 | 1999 | 劉草書房 |
| 39. アンドレ・ヤコスキー | 新しい東欧 | 1994 | 共同通信社 |
| 40. 山下英治 | ヨーロッパ通貨統合 | 2002 | 劉草書房 |
| 41. 和田正武, 安保哲夫 | 中東欧の日本型生産システム | 2005 | 文眞堂 |
| 42. 脇坂紀行 | 大欧州の時代 | 2006 | 岩波書店 |
| 43. 渡辺亮 | 改革の欧州に何を学ぶか | 1999 | 中央公論新社 |
| 44. 海外投融資情報財団 | 海外投融資 2004 年 3 月号 | 2004.3 | |
| 45. 海外投融資情報財団 | 海外投融資 2004 年 12 月号 | 2004.12 | |

中東欧諸国の移行へのパフォーマンス

46. 国際金融情報センター	Country Report ブルガリア	2004 上	
47. 国際協力銀行	開発金融研究所報 2002 年 12 月号 p. 4-33 「直接投資が投資受入国の開発に及ぼす効果」	2002.12	
[英文・仏文]			
48. Abdur Chowdhury & George Mavrotas	The World Economy Vol. 29, No. 1 "FDI and Growth What causes and What?"	2006.1	U.N. University
49. EBRD	Transition Report 2003		EBRD
50. EBRD	Transition Report 2004		EBRD
51. EBRD	Transition Report 2005		EBRD
52. EBRD	Transition Report 2006, "Up date summery"		EBRD
53. EU Commission	EU enlargement what comes after 2004		EU
54. IMF	Country Report No. 06/298 Bulgaria p. 1-89, plus press release and others	2006.8	IMF
55. IMF	Country Report No. 06/299 Bulgaria p. 1-149	2006.8	IMF
56. Janos Kornai	Etudes Comparative Est-Ouest Vol. 36 "La Grande Transformation de l'Europe Central et Orientale"	2005.12	Presse Universitaire
57. Jean Dominique	L'elargissement de l'Europe	2005	PUF
58. Pierre-Yves Beaurepaire	L'Europe des Lumieres	2005	PUF
59. UNCTAD	World Investment Report 2005	2005	United Nations
60. World Bank	Data Central and Eastern Europe	2005	IBRD
61. World Bank	Development Report	2005	IBRD